

# 西之表市立安城小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改定

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。（「いじめ防止対策推進法」から）

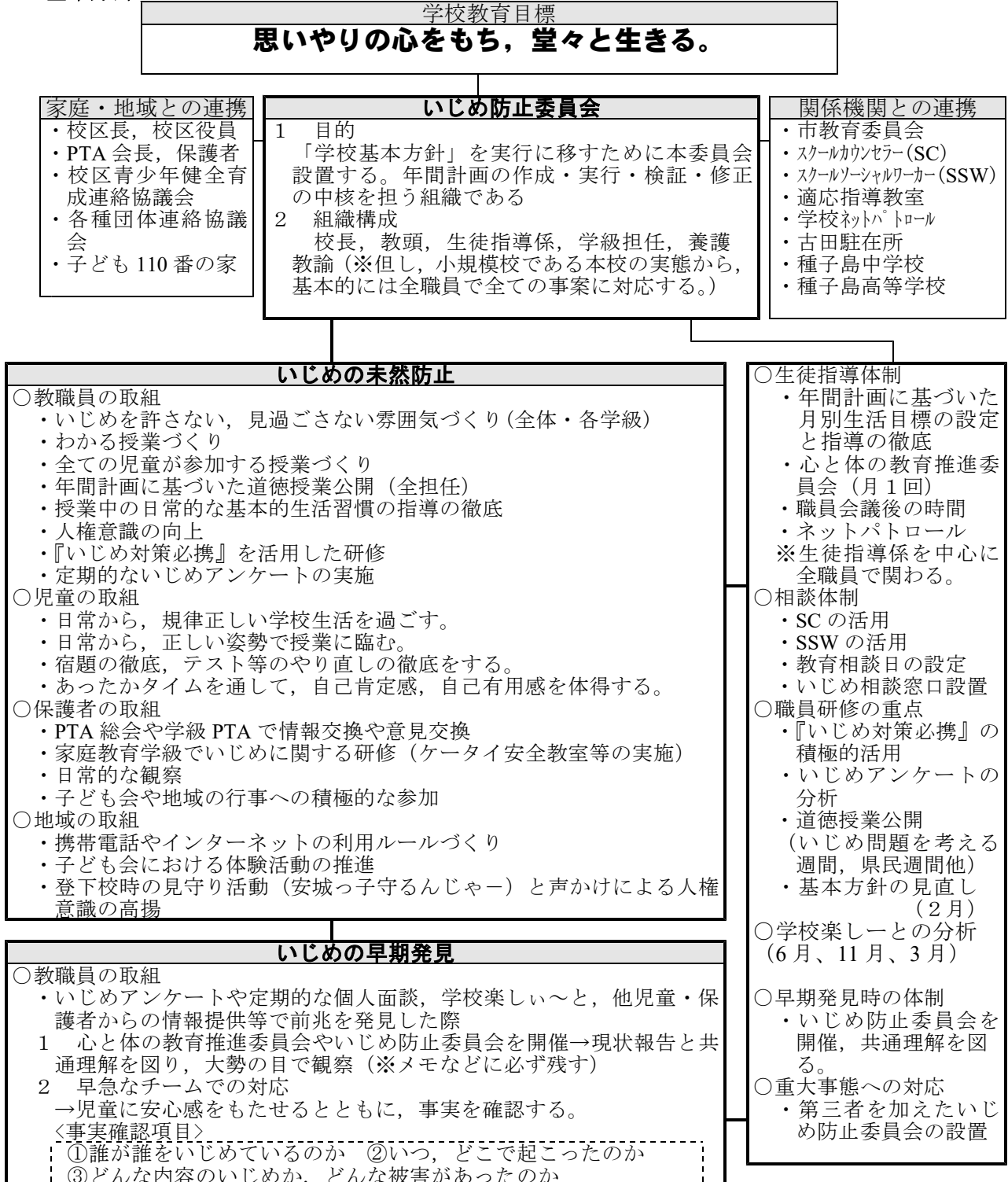
## 2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、安城小学校の全ての児童が、いじめのない安心で充実した学校生活をおくることができることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るという現実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止のために、家庭・地域や関係機関とも連携して全教職員で取り組む。

## 4 基本方針



- ④いじめのきっかけは何か ⑤いつから始まったのか  
 3 場合に依りて、SCを活用する。
- 児童の取組
    - ・悩みがあれば、我慢せずに担任や養護教諭に相談する。
    - ・悩んでいる友達がいれば、話を聞いてあげるとともに、一緒に担任や養護教諭のところに行って相談できるように促す。
  - 保護者の取組
    - ・日常的な観察（細かい変化やサインを見逃さない）  
→気になったことはすぐ担任・学校に相談
  - 地域の取組
    - ・登下校時の児童の様子について、学校に情報提供

### いじめに対する措置

○教職員の取組 ・いじめ防止委員会を立ち上げ、対応を判断する。	
いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認とともに、まず辛い気持ちに共感し、心の安定を図る。</li> <li>・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。</li> <li>・必ず解決できる希望がもてることを伝える。</li> <li>・自尊心を高めるような言葉かけをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた気持ちや状況について十分聞き、背景にも目を向けて指導する。</li> <li>・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。</li> </ul>
いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし、事実関係を直接伝える。</li> <li>・学校の指導方針を伝達し、今後の対応について協議する。</li> <li>・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> <li>・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。</li> <li>・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</li> <li>・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。</li> </ul>



### <重大事態の発生>

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
  - ② 年間30日以上以上の期間を欠席することを余儀なくされている場合
- ◎ 学校を調査主体とした場合
    - 1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報（事実）収集
      - ・記録・共有及び事実確認を行った後、早急に報告  
【報告：学校長→市教育委員会→市長】
    - 2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提供
      - ・適時、適切な方法で、経過報告する。
      - ・個人情報に十分配慮する。（※個人情報を楯に説明を怠ってはいけない）
      - ・アンケート実施する際は、その旨を調査対象の児童・保護者に必ず説明しておく。
  - ◎ 市教育委員会が調査主体となる場合
    - ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。

- ・学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
- ・場合によっては、PTAや校区にも協力を依頼する。
- ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。
- ・いじめの解消は「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること」「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- 児童の取組
  - ・当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
  - ・いじめは絶対に許さないという思いを繰り返し確認する。
  - ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
  - ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
  - ・友人の変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは正義の行動であると認識する。
  - ・マスコミなどでいじめに関する報道がされた際は、学級のみんなで話し合う機会をもつ。
- 保護者の取組（※教職員の取組 参照）
  - ・学校の取組に協力する。（いじめた側・いじめられた側）
  - ・学校へ情報提供をする。